

常任委員会報告

総務財務委員会

2月定例会付託議案審査

議第44号「三原市災害対策基金条例制定について」

【要旨】災害の予防対策、応急対策、復旧、復興等に要する経費の財源に充てるため、新たに基金を設置するもの。

【主な質疑の内容】

問 当該基金の用途は。
答 平成31年度においては、昨年の7月豪雨災害で被害を受けた地域の集会所及び町内放送設備等の修繕を要する経費等に充てたい。また、今後の災害発生時に、市が独自で被災者支援事業を実施する場合等においても活用していきたい。

議第59号「三原市新庁舎建設工事（本庁舎解体工事）請負契約の締結について」

【要旨】本庁舎解体工事に係る請負契約を締結するため、三原市議会の議決を求めるもの。

問 入札参加業者の中に、市内業者が含まれていない要因は。

答 本工事に係る入札公告は、市内及び市外の業者を対象に実施したものであるが、「共同企業体（JV）方式」で行った1回目の入札は、不調に終わった。

その後、入札不調の結果を受けて実施した2回目の入札公告については、「単体施工方式」も対象に含めて行った。結果、市外の3事業者からの応札があり、開札の結果、本工事の落札業者が決定した。

市内業者が応札できなかった主な要因としては、技術者の確保が困難であったこと等によるものと考えている。

【採決】

採決の結果、議第44号

ほか8件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

厚生文教委員会

2月定例会付託議案審査

議第49号「三原市大和心身障害者集会所設置及び管理条例の廃止について」

【要旨】三原市大和心身障害者集会所を廃止するため。

【主な質疑の内容】

問 今後の利用希望者への対応は。

答 現在、当該施設の利用実績はなく、これまでの利用者は、既に民間の障害福祉サービスを利用してされており、今後も見込みがないと考えている。

議第51号「三原市廃棄物の処理及び清掃に関する

条例の一部改正について」及び議第52号「甲世衛生組合の共同処理する事務及び規約の変更について」

【要旨】甲世衛生組合の固形燃料化施設での可燃ごみの受入終了に伴う条例改正及び組合規約から共同処理する可燃ごみの処分に関する事務を削除し、組合の解散に係る規定の追加を求めるもの。

問 今後の清掃工場でのごみ処理については。

答 今後可燃ごみは三原市清掃工場で処理され、世羅町と久井地域分で3000トン程度の増加が見込まれる、炉の運転については、これまでの17時間運転から24時間運転に変更する中で、2つの炉を交互に運転し、炉の耐久性を保っていく。

問 増加する焼却灰の処分方法については。

答 当面はこれまでどおり広島県環境保全公社の出島処分場へ搬出するが、現在の処分方法以外にも、今後より経済的で実現の可能性がある手法への移行に検討を重ねていきたい。

【採決】
採決の結果、議第49号ほか4件について、全員一致、提案理由を了とし、各案は、原案どおり可決した。

経済建設委員会

2月定例会付託議案審査

議第54号「三原市水道事業等の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について」

【要旨】学校教育法及び技術士法施行規則の一部が改正されることに伴い、条例の一部を改正するもの。

【主な質疑の内容】

問 条例改正によって追加される専門職大学とはなにか。

答 専門職大学は産業界と連携して様々な分野で優れた専門技術を備えた人材の育成を目的とし、実践的な実習を取り入れた職業教育が行われる大

学で、31年4月から制度化されるもの。

問 布設工事監督者などの資格要件の一つとなっている専門職大学の前期課程とはなにか。

答 専門職大学は通常、4年制であるが、前期と後期に分けて学科を設けることもでき、この場合、前期課程は短期大学卒業に相当する学位が授与されることになり、布設工事監督者などの資格要件の一つを満たすことになる。

問 専門職大学が創設されることで、水道事業者の体制にどのような影響があるのか。

答 新たに環境工学等に特化した専門職大学が設立され、その卒業生が布設工事監督者などになることがあれば、より実践的で専門的な知識を持った者が監督業務に従事できると考えている。

【採決】

採決の結果、議第54号について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。